

福祉・介護職員等処遇改善加算にかかる情報公開

介護職員の処遇改善につきましては、これまでに何度かの取り組みが行われました。

令和6年度の介護報酬改定においてそれまで3つに分かれていた処遇改善加算を一本化した「福祉・介護職員等処遇改善加算」が創設され、当事業所におきましても加算算定を行っております。

当該加算算定には下記の要件を満たしている必要があります。

(算定要件)

1. 月額賃金改善要件として、所定の加算額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当の改善に充てること。
2. 任用要件・賃金体系の整備、研修の実施等、算定に必要なキャリアパス要件を満たしていること。
3. 職場環境等要件について、所定の区分に応じて複数の取り組みを行っていること。
4. 職場環境等の改善にかかる取り組みについて、処遇改善の具体的な取り組みの見える化を行っていること。

以上の要件に基づき、当事業所における職場環境等の改善にかかる具体的な取り組みについて以下のとおり公表します。

区分	内容
入職促進に向けた取組	法人や事業所の経営理念、支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
	他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
	職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら国家資格等の取得を目指す者に対する研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する各国家資格の生涯研修制度、サービス管理責任者研修、喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修等の業務関連専門技術研修の受講支援等
	研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
両立支援・多様な働き方の推進	子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
	職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の

	整備
	有給休暇が取得しやすい環境の整備
	障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮
腰痛を含む心身の健康管理	業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
	短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	現場の課題の見える化(課題の抽出等)の実施
	5S 活動等の実践による職場環境の整備
	業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
やりがい・働きがいの醸成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化
	地域社会への参加・包容の推進のためのモチベーション向上に資する地域の児童・生徒や住民との交流の実施
	利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供